

様に配布しました、税源移譲に関するパンフレットをご覧ください。

国民健康保険税

今年度から、国民健康保険税の課税限度額が改正されています。

これまでは最高61万円でしたが、今年からは65万円になります。

内訳は、医療分が53万円から56万円に、介護分が8万円から9万円に引き上げられました。この改正は、それぞれ

平成9年度、平成15年度以来のものですが、給付額の増大が主な要因です。

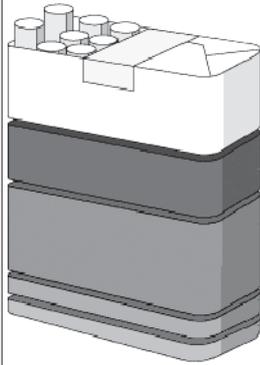
また、税率（所得割、資産割、平等割、均等割）の改正はありませんが、追分地区の皆様には経過措置がありますので、今年度は次のように引き上げられます。

【医療分】
均等割 21,500円
↓22,500円

【介護分】
均等割 4,500円
↓5,000円

たばこ税の仕組み

② 衝撃...



内訳

国たばこ税：71.04円 (23.7%)

地方たばこ税：87.44円 (29.1%)

(都道府県たばこ税：21.48円 市区町村たばこ税：65.96円)

たばこ特別税：16.40円 (5.5%)

消費税：14.29円 (4.8%)

※ 1箱300円商品の場合

たばこ税の負担合計：189.17円 / 箱 (63.1%)

たばこは税負担率が6割にもものぼる、わが国でも最も税負担の重い商品のひとつ

平等割 4,800円
↓5,000円
なお、来年度からは全町一律の税率に統一されます。

固定資産税



固定資産税は、1月1日現在で固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している方に対して課税されます。

昨年とは状況が変わらないはずなのに税額が昨年より高くなった方

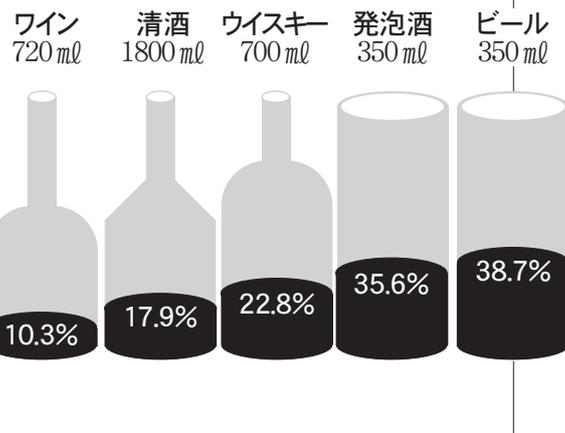
これは、2つの要因が考えられます。土地の課税標準額が上がったか、3年経過による新築住宅の軽減が受けられなくなった、かです。

土地の課税標準額が上がったのは、「負担調整」といってバブル期に土地の評価額が急騰したときに、これに合わせて土地の課税標準額も上げては税負担が大変なので、徐々に上げていく、という措置を講じているためです。

③ 衝撃...

酒税

一般的な希望小売価格に占める税負担率（酒税+消費税）



一方、新築住宅を建てた方は、3年間の税額が2分の1に軽減されています。3年経過すると、その軽減措置を受けられなくなり、軽減前の税額に戻ったというわけです。

税減額措置の創設

平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に、平成19年1月1日に存していた住宅のうち、65歳以上の者、介護保険法の要介護若しくは要支援の認定を受けている者又は障害者である者が居住し

また、同期間内に一定のバリアフリー改修工事が完了したもののについて、工事内容等を確認することができる書類を

添付して申告がなされた場合、当該住宅に係る固定資産税の税額（一戸当たり100㎡相当分までに限る）を、改修工事が完了した年の翌年度分限り、3分の1が減額されるというものです。

「一定のバリアフリー改修工事」とは、次に該当する工事をもって充てる部分を除く）の合計額が30万円以上のものをいいます。

①廊下の拡幅 ②階段の勾配緩和 ③浴室の改良 ④手すりの設置 ⑤屋内の段差解消など
いずれにしても申告が必要になりますので、税務課へお越しください。